

足寄町技能労務職員等の見直しに向けた取組方針

平成21年7月

1 取組方針の策定目的

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同一又は類似職種の民間企業の従業員と比較し、高額になっているのではないかと指摘や批判が多くなされているところです。

このような状況のもと、技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、町民の皆さまの理解が得られる給与制度・運用となるようにするため、その見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明確にし、取組方針として策定するものです。

2 現状

(1) 職種ごとの人数、平均給与等

(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
足 寄 町	49.1 歳	349,200 円	401,656 円	382,450 円
うち自動車運転手	52.5 歳	379,500 円	435,323 円	411,863 円
うちその他技能労務職	35.7 歳	227,800 円	266,988 円	264,800 円
北 海 道	47.9 歳	320,363 円	359,880 円	354,211 円
国	48.9 歳	284,679 円	—	320,623 円
類 似 団 体	49.8 歳	301,039 円	320,875 円	371,202 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 年齢別職員数

区分	31歳 未満	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	計
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		2	1		1	1	1	4	10
運転手		1			1	1	1	4	8
調理員		1	1						2

(3) その他給与等に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（国家公務員行政職給料表（一）に同じ）を適用しています。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸（55歳を超える場合は2号俸）を標準として昇給となります。

なお、技能労務職員については、行政職給料表（6級制）の5級までを適用しております。

3 基本的な考え方

全国的に公務員の定員や給与の適正化が課題となる中、本町においても厳しい行財政状況を考慮すると、職員数の減や給与の見直しは避けられないものとなっております。これまで、本町の技能労務職場においては、退職後の不補充とともに、臨時職員化や運転業務の一部民間委託を行い職員削減を実施してまいりました。また、特殊勤務手当を削減するなど給与の適正化にも取り組んでおります。

今後も、町民の理解と納得を得るため、「足寄町自律プラン」に基づき、民間委託や事務事業の見直しを図りながら、現状分析と課題抽出を行い、更にはその職務の性格や内容を踏まえた取り組みを推進してまいります。

4 具体的な取組状況について

ア 技能労務職員については、原則退職不補充とし、平成15年度以降は新規採用を行っておらず、このまま推移すると平成24年度には6名となる見込みです。今後は、退職予定者の推移を見ながら職種の任用替えも検討してまいります。

イ 特殊勤務手当については、平成16年度に15種の手当を廃止、平成18年度に1種の手当を廃止しするなどの見直しを行い、現在は5手当としております。

ウ 給料、手当については、人事院勧告に基づき運用しており、今後においても適正な給与制度・運用に取り組めます。

エ 昇給については、現在の昇給基準により実施してまいりますが、平成23年度までには人事評価制度の導入を図り、その評価基準に応じた昇給制度の確立と運用を図ってまいります。